

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の説
明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の主要な内容	一
1	利子免税の対象を拡大するための規定	一
2	権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定	一
3	租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定	一
三	議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、平成元年（千九百八十九年）十二月に効力を生じ、平成十八年（二千六年）六月に一部改正されたインドとの間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十七年（二千十五年）四月から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、同年十二月十一日にニューデリーにおいて、日本側在インド平松大使とインド側アディア財務省歳入局次官との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。我が国とインドとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、源泉地国における利子免税の対象を拡大するとともに、徴収共助に関する規定等を設けるものである。この議定書の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とインドとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文四箇条及び文末から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 利子免税の対象を拡大するための規定

源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる機関の追加及び整備を行うことを規定している（第一条）。

2 権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定

情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル租税条約に沿った内容に改めることを規定している（第二条）。

3 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定

滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定している（第三条）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。